

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、同要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

- 1 予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づくジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期の予防接種の対象者について、接種可能な最低年齢を生後 3 月から生後 2 月に改めることに伴う所要の改正を行うもの。
- 2 予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づくヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種において、組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用可能とすることに伴う所要の改正を行うもの。

第 2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日